

令和元年

亀山市教育委員会 5月定例会会議録

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

1. 日 時

令和元年 5 月 20 日（月）午後 1 時 30 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	大 萱 宗 靖
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
まちなみ文化財グループ副参事兼グループリーダー（以下まち副GLという）	山 口 昌 直
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課社会教育グループリーダー（以下生社GLという）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	葛 原 健太郎

6. 会議録署名者指名

4番委員（宮村由久委員）

1番委員（太田淳子委員）

7. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成31年5月定例会教育長報告」に基づき報告。

4月20日、中体連春季大会開会式に出席した。

22日、準要保護児童生徒認定検討委員会に出席した。

23日、亀山南小学校でコミュニティスクールが立ち上がり、その立上式があった。

24日、三重県内で行われた市町等教育長会議に出席した。

25、26日、東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会（石川県小松市）に出席した。

28日、亀山スポーツ協会総会に出席した。

5月は、各種総会への出席が多かった。

5月7日、特別支援教育振興会総会に出席した。

9日、給食協会総会に出席した。

11日、市P連総会に出席した。

14日、2年後に開催される、とこわか国体の実行委員会常任委員会・総会に出席した。

20日、本日午前中、市内校長会があった。

（質問はなく、教育長報告を終わる。）

8. 議事

教育長 報告第18号「専決処分した事件の承認について（亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について）」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 報告第18号「専決処分した事件の承認について」です。次の事件について、亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は、「亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」

です。専決処分書を添付しています。詳細については、学校教育課長が説明します。

学校課長

亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員について、令和元年5月11日付けで亀山市PTA連合会の代表が変更となったため、亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和元年5月11日付けで亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱いたしました。

若林委員

昨年度の連絡協議会の開催は何回か。開催月を教えてください。

学校課長

2回開催しています。

教研GL

7月と2月です。

教育長

鈴鹿児童相談所ができたため、入られた方なのか。

教研GL

そうです。

教育長

北勢児童相談所は残っているのか。

学校課長

条例が改正されていないため、条例に基づくと、北勢児童相談所の所長が委員に残っているという状態です。鈴鹿児童相談所が設置されたので、教育委員会が必要とするため、入っていただきました。

教育長

協議事項にこの条例の一部改正があがっているが。

学校課長

6月市議会でこの条例が承認されれば、北勢児童相談所の方には外れていただきます。

教育部長

現在の市条例の委員選出区分の中に、「北勢児童相談所の職員」があり、その選出枠で山本さんに入っています。鈴鹿児童相談所が設置されたことで、鈴鹿児童相談所長の森本さんには「教育委員会が必要と認める者」という選出区分で入っていただきました。選出区分については条例で規定しているため、6月市議会で「北勢児童相談所の職員」を「鈴鹿児童相談所の職員」に改正することが承認されれば、北勢児童相談所の山本さんには外れていただき、森本さんに「鈴鹿児童相談所の職員」という選出区分で入っていただきます。

宮村委員

この協議会の条例施行が4月1日からできなかったのは、県の問題なのか。

教育部長

県の組織改編の規則の交付が3月に行われ、それを受けて条例改正を行います。3月議会に提出が間に合わず、6月議会の提出になりました。

- 教育長 北勢児童相談所の山本さんに「教育委員会が必要と認める者」という選出区分で残ってもらうという必要はないのか。
- 宮村委員 県での北勢児童相談所の所管分野から亀山市、鈴鹿市が外れているなら、北勢児童相談所の所長に入っていただく理由はないのでないか。
(ほかに質問はなく、議案第18号は承認される。)
- 教育長 報告第19号「専決処分した事件の承認について(亀山市青少年育成指導委員の委嘱について)」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育部長 報告第19号「専決処分した事件の承認について」です。次の事件について、亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件は、「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」です。詳細については、参事生課長が説明します。
- 参事生課長 亀山市青少年育成指導委員について、平成31年3月31日付けで任期満了となったため、亀山市青少年育成指導委員規則第3条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を平成31年4月1日付けで亀山市青少年育成指導委員に委嘱するものです。
- 宮村委員 名簿に異論はないが、青少年育成指導委員というのは具体的にどのようなことをやっているのか。
- 参事生課長 青少年育成指導委員は、青少年の健全育成という意味では補導委員と同じだが、関係機関と連携を密にしながら、市内青少年の育成に絡む様々な活動について、それぞれの地域で提案、指導をしていただいています。例えば、まちづくり協議会開催の世代間交流事業や体験活動についての指導、助言、企画運営等の活動を行っていただいています。
- 宮村委員 同じような仕事を別の人が重複してしていないか、仕事の整理をする必要はないか。
- 参事生課長 重複している内容や、効率性を考えていくと、整理する必要もあるかと思う。
- 教育長 これらに関するものは、県や国の規則に基づく市の規則で規定するものではないのか。

参事生課長 当初は国の方向性に基づいて作成されていますが、いじめ問題対策協議会のように上位法令に基づくものではなく、市の規則に基づくものです。

(ほかに質問はなく、議案第19号は承認される。)

教育長 議案第22号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第22号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、公開、非公開について、お諮りをお願いします。

教育長 人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、各委員に諮る。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

議案第22号「人事案件について」は非公開とする。関係職員以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(議案第22号は可決される。)

(退室した職員入室)

9. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例について」の説明を求める。

学校課長 協議事項1「亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例について」は、亀山市を所管する児童相談所が、北勢児童相談所から、新たに鈴鹿児童相談所に変わることから、北勢児童相談所の職員を鈴鹿児童相談所の職員に改めるものです。

12ページに新旧対照表があります。

(質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項2「亀山市部活動ガイドラインの改訂について」の説明を求める。

学校課長 協議事項2「亀山市部活動ガイドラインの改訂について」は、別冊のガイドラインについて、朱文字が追加部分で、変更は見え消しとなっており、本日付けで改定したいと考えています。国の

ガイドラインに合わせて三重県のガイドラインが修正され、それを受け、亀山市のガイドラインも整合させたものです。主なものとして、活動時間について、県に合わせて2時間以内とし、週休日及び休日の活動時間について、県に合わせて、「長くとも4時間」から「3時間以内」とし、同時に県に準じて補足も追加しました。活動時間には準備や片付けは含めないとしていることを追加しました。活動休養日の設定について「原則」を消し、県にならって朱文字のとおりとしました。

太田委員

部活動日の週休日及び休日の時間を3時間以内と決めているが、延長はどのように設定するのか。延長の最大はあるのか。活動休養日の設定について、大会の開催等で休養日が設定できない場合、活動計画を校長に提出することになっているが、大会が重なる時期もあるがその都度提出するのか。部活動実績報告は、教育委員会に毎月提出するのか。保護者に毎月の活動予定を配付することにもなっているが、報告すること等が多く、先生の負担が大きいと思われるが大丈夫か。

学校課長

活動を延長する場合についてですが、予定表を作成する時点で、大会等があり延長が必要と思われる場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得ることとしております。延長の最大は特にはありません。大会等が重なり、休養日が設定できない場合は、他の週や別の月に振り替えるなどして毎月の活動計画の中で校長の承認を得るようにします。部活動の予定と実績の報告については、負担にならないよう、予定表は以前と同じく保護者配布版を出してもらい、実績についてはチェックをするだけといった簡単になるような工夫をしています。

教育長

チェックのみの簡単なものなのか。

学校課長

カレンダー枠に部活動の実施の有無についてチェックを入れる簡単なものとしております。

大萱委員

亀山中の軽音楽部は休部ではなく廃部になったのか。

学校課長

そうです。

大萱委員

休部、廃部を検討している時に、部員が卒業するまで残す話にならなかったのか。創部の動きはあるのか。

学校課長

軽音楽部については以前から話は出ており、今年度廃部に至ったものです。創部の動きはありません。

教育長 創部については、練習場の問題、先生の数、部員の数等検討事項があり、難しい。

宮村委員 ガイドライン改訂について、生徒の安全確保の面で、熱中症対策等について具体的に記載すべきではないか。部活動指導員について、顧問にもなっているのか。

学校課長 安全管理・事故防止の指導について記載してあり、場合によっては中止等を各学校で考えていただきたい。部活動指導員については顧問になっています。複数体制です。

宮村委員 顧問になっているということは、計画、管理、何か起こった場合の対処等しなければならないが、外部の部活動指導員に対して顧問としての働きができるような指導、研修はどのように行っているのか。

学校課長 研修を受けて指導させる体制となっています。

宮村委員 熱中症対策を慎重に行ってほしい。

教育長 具体的な注意喚起文を出せるか。

学校課長 はい。

教育長 部活動指導員の配置状況は？

学事 GL 亀山中学校ソフトテニス部女子、中部中学校ソフトボール部、関中学校軟式野球部です。

教育長 月末、亀山中学校に三重県教育委員会より視察にみえます。

若林委員 教員のため、子どものために作成してきたと思うが、保護者がどこまで理解しているかと思う。今後も外部指導者を手厚く導入していただきたい。生徒の輸送に関して、「やむを得ない事情で自家用車等を利用する場合」とあるが、教員が自家用車で生徒を輸送することがあるが、事故がないように、何か手を打っていただきたい。入部率を教えてほしい。

学校課長 ガイドラインの改訂においては、国や県の最新の動向も見ながら、第一は子どもの安全のために作成しています。輸送については、保護者の力を借りている面もあるので、注意喚起していきたい。入部率については調べておきます。

教育長 保護者が輸送する場合の補償はあるのか。

学校課長 調べます。

太田委員 日本スポーツセンターの災害給付制度の対象ではないか。

- 教育長 治療費、慰謝料等、全体的な補償について確認し、回答できるように。教員が輸送する場合、「亀山市立小学校及び中学校教員・亀山市職員の自家用自動車による出張の承認に関する規定」による申請書は正しく出されているか。
- 教研 GL 学校にて提出を受け、管理されているため、現状を把握する必要があります。
- 教育長 望ましくない点があれば改善をお願いします。活動時間の設定についてだが、始業前に30分程度、平日放課後2時間以内となっているが、例えば平日合計2時間40分の活動はよいのか。
- 学校課長 国、県のガイドラインには朝の活動について規定はないです。
- 教育長 国が部活動指導員を予算化し、本市はその事業に手を挙げているが、該当するためには部活動ガイドラインを守ることが条件である。
- 宮村委員 必要な部分に関しては国、県に準じていかなければならないが、亀山市独自の部分をもっとあってもいいのではないか。活動休養日の設定に関して、「ある程度まとまった休養日を設ける」とあるが、亀山市のガイドラインに記載するなら、より具体的に、「学期中の休養日の設定に準じる」とする等、亀山市独自のガイドラインを作成することを検討されてはどうか。
- 教育長 これらの意見を参考に、「はじめに」の記載について、長期休業中の休みの書き方について、平日の朝練及び放課後練についての3点を検討するように。その後、議論を行うか、私に一任していただくか、どうしますか。
- 大萱委員 部活動の時間を短くする一番の理由は何か。
- 学校課長 生徒の健康面を考え、過度の部活動を行うのはいかなものかということが一番です。あと、部活動が教員の勤務時間延長の原因の1つになっていることから、時間制限を設けるべきだという流れで来ています。
- 大萱委員 教員の働き方改革の面から考えると、外部指導員を入れたところは、教員の負担が減るかと思うので、時間を長くできるのではないか。
- 教育長 生徒のため、教員のため、両面ある。県のガイドラインは、三重県スポーツ協会の方やそれぞれ専門分野の方が入る委員会 で検

討の上、作成されているものである。国も同様に専門家の審議を経てできており、一定の重みはある。

大萱委員 独自のものを作成するというにはならないのか。

学校課長 亀山市は、国、県より先に作成したので項目等見落としがあれば加えます。活動時間等、国のガイドラインを超えていると部活動指導員の補助金の対象外となるため、時間数を国のガイドラインに合わせることが今回の改訂の大きな理由です。

教育長 亀山市は県より先に作成し始めたため、独自性がないわけではないが、意見をいただいたことを参考に、熱中症等を加える方向で検討し、一任していただいてよいか。

(一任いただくこととなり、協議を終わる。)

10. 報告事項

教育長 報告事項1「令和元年度亀山市教育要覧について」の説明を求める。

(総務課長説明)

太田委員 資料13ページで、平成28年度から幼児の人数が減っているのはなぜか。先生と園児の学年別の表がどこかにあったと思うが。

総務GL 34ページと35ページにあります。

太田委員 今後についても定員より減っていくと思われるが、どこまで減る想定なのか、最低人数は何人と考えているのか。23ページの鈴鹿峠自然の家の利用状況が減ってきているが、収入面等について今のような利用状況でよいか。

総務課長 幼稚園の利用については、共働きが増え、保育園の需要が高まっていることによるものと思われます。今後どのような状況になるかは推計していない状況です。減るのではないかと考えられます。

参事生課長 鈴鹿峠自然の家の利用状況についてですが、昨年度は天候不順で利用日数が減っています。最近は横ばい傾向であり3,000人くらいを維持できればと考えています。

教育長 幼稚園は将来的に認定こども園化することで調整されていないのか。

教育部長 2つ目の認定こども園化の計画はあるが、今のところ3つ目の計画は聞いていません。

教育長 幼稚園の数は減っていく方向であることは事実です。

教育部長 園児の数ですが、4歳児5歳児の定員が35人、3歳児は25人で、亀山東幼稚園の3歳児を除いて定員に達しておらず、子どもの数も少なく、保育園に流れている状況です。

太田委員 定員割れについてだが、例えば10人を割った場合でも先生は1人付くのか。

教育部長 はい。1クラスにつき先生1人が必要です。

若林委員 8ページ④の「新たな亀山市教育研究体制を構築し」とあるが、どのような経緯でこのようになったか教えてほしい。

学校課長 働き方改革を進めていかななくてはいけない中で、昨年夏、総合教育会議で、会議の回数等が減らせられないかという話が出ています。ただ反面、教育の質を落とすことはいけませんので、昨年度末から、校長会等と相談しながら亀山市教育研究体制の見直しを行ってきました。市教研の発表が2校ありますが、今年度で終わりとなります。来年度からは中学校区内で授業を見合う、授業参観を進め、研究紀要等の資料も減らしていく方向です。各中学校区で1校ずつ研究拠点校を作り、中心校となり、授業研究の日程調整や小中連携の下で授業参観を行うようにします。市教研の部の活動についても、回数や、あり方等、1年かけて、より効率的なものとなるよう検討していきます。

教育長 働き方改革を強調されるが、教育の質の向上と効率化、新しい教育課題の解決のために体制を見直す。市教研の発表は今年度で終わり、来年度からは中学校ごとに3つの発表になることは事実だが、11月に各部の一斉授業研を持ち、みんなが行けるような体制にした。教育委員会主催の研修担当者が集まる会議がなかったため研修担当者会議とした。学校代表者をなくし、より効率的に最新の情報を提供したり情報交換をしたりした。

若林委員 教育委員会が主催でいくということか。学校代表者会に指導主事が入っていたと思われるが、よくなかったということで変えたのか。

- 学校課長 学校代表者会では、全てを指導主事がコントロールしていたわけではないので、今回、研修担当者会議で指導主事が提案するという形です。
- 若林委員 教育委員会が主催ということで、学校全体に大きな圧力がかかってしまうのではないかとこのことを心配する。教員が異論を唱えられない、自分から意欲を持ってやろうという職員が減るのではないかとこの心配がある。現場の意見をしっかり聞いていただける場を持ちながらバランスよく進めていただきたい。効率化を狙う点ではよいが、人づくりには時間を要するため、試行錯誤をしながらの部分で大事にしてほしい。
- 教育長 教職員代表を含めて協議して決定してきたものだということをおっしゃいます。
- 若林委員 15ページ、認定こども園に指導・助言が入らないのはなぜか。1号認定に係る部分については入るべきだと思う。指導・助言があっているのではないかと。20ページ、予算額について、小学校の学校管理費が大きく減っているがなぜか。中学校費、社会教育費、町並み保存費、社会体育費、学校給食費、教育研究費が減額になった理由を教えてください。25ページ、英語教育推進事業について、外国籍児童は、母国語、日本語、英語の3か国語に関わることになり、言語活動が厳しい状況になるかと思うので、配慮をお願いしたい。保育園に外国人指導助手が行っているのか。英語チャレンジの客観的な評価をお願いします。
- 総務課長 小学校管理費の減について、川崎小学校の建築工事終了によるものです。中学校費については、昨年度は空調機設置事業があり、それが完了したことにより減額となったものです。
- まち副 GL 町並み保存費については、関の山会館整備事業完了によるものです。
- 教育部長 社会体育費につきましては、教育費ですが教育委員会の範疇を超えますのでお答えしかねます。
- 総務課長 学校給食費については、後程お答えします。
- 学校課長 教育研究費についても、後程回答します。
- 教育長 認定こども園については、保育園の枠組みの中にあり、健康福祉部が所管となっており、保育園への教職員指導員がいます。保幼小担当指導主事は置いています。教職員指導員と行動を共にす

ることはあるが、線引きをするとなると、保育園への指導は所管外です。しかし、保幼小の連携が必要となることから、担当を兼務で置いており、実質は連携しています。

若林委員 指導主事のポストがなくなることはないようお願いしたい。

教支 GL 英語教育推進事業について、保育園の ALT は平成 31 年度も配置しています。英語チャレンジについては、タブレットを活用し、今年度から中学校 2 回、小学校 1 回実施します。

教育長 保育園の ALT については、要請があればということですね。英語チャレンジについては新規です。

若林委員 資料 11 ページ、就学援助受給率が増えており、就学奨励費の支給額はどのように変わったか。

総務課長 昨年度と比較して支給額が上昇しています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 2 「令和元年度教育予算 6 月補正について」説明を求める。

(参事生課長説明)

教育長 アスベストの検査については、学校は来年を予定している。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 3 「亀山市学校問題調査検討委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(学校課長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 4 「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長説明)

太田委員 他市の件であるが、対教師暴力等様々な情報が、生徒が投稿するツイッター等から出ている。学校で発生した出来事やそれに関連する個人のこと世間に出るため、個人の心のケアが必要だと思われるので注視してほしい。

若林委員 亀中の修学旅行不参加 6 人のうち 3 人、中部中 4 人が、不登校であるとのことだが、この生徒は、適応指導教室を利用している

のか。不登校は小学校から継続しているのか分かれれば教えてほしい。

学校課長 中部中の1人は、4月から適応指導教室を利用し始めている状況です。亀中の男子1名について、学校の通級教室に週1～2回行くという約束をしています。もう1名の男子について、4月は全て欠席し、適応指導教室に入っていません。女子1名について、4月は午後から4日間、別室登校ができ、週2～3回は登校する約束をしようとしていると聞いている。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「亀山市立図書館整備推進委員会委員の委嘱について」説明を求め。

(参事生課長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について」説明を求め。

(参事生課長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱について」説明を求め。

(参事生課長説明)

宮村委員 新任の方は、連絡協議会の代表者か。

参事生課長 子ども会連絡協議会の中から選ばれた代表の方で、代表者ではないです。

宮村委員 選出にあたり、事務局側から、女性の方をという働きかけをしたのか。向こうから推薦されたのか。

参事生課長 全ての団体に対し、女性の方をというお願いをしていますが、三鬼沙耶花氏については、子ども会の役員の中で選出させていただきました。

宮村委員 女性の参画は大事だと思う。評価をしている。女性の立場から意見を出していただくことはいいことだと思う。引き続き協議会に女性が参画されるよう努力してほしい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 8 「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長説明)

若林委員 昨年度より利用が減っている理由は何か。

図書館長 原因は不明ですが、平成 30 年度も 4 月は減っていたように思います。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 9 「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。

(まち副 GL 説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 10 「教育委員会行事報告及び予定表について」説明を求める。

(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長、まち副 GL 説明)

太田委員 職場体験はいつか。修学旅行のすぐ後に中間テストがあるが、日程は調整できないのか。家庭訪問で、兄弟がいる場合、下の子の家庭訪問を省略している事例はないのか。

学校課長 職場体験は、6 月 3 日から 7 日までで、教育委員会には 3 人来てもらいます。修学旅行と中間テストの日程については事情を確認します。下の子の家庭訪問をなくしていることはないと思います。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

総務課長 報告 1 の予算の減額についての質問で、学校給食費減額の原因ですが、昨年度井田川小学校及び関学校給食センターに納入した備品、オーブンの購入費が今年度はなかったため減額となったものです。

学校課長 教育研究費の減額の件について、カリキュラムマネジメント調査研究事業という国の事業が終了したため減額となったものです。

1 1. 閉会

午後4時5分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

4 番委員

1 番委員